

議案第48号

訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の同意を求める。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

収入印紙

116,000 円

訴 状

平成 28 年 月 日

徳島地方裁判所 御中

原告指定代理人 坂東 大介

同 壽満 靖司

同 南 賢治

同 増井 稔人

同 檜福 啓太

同 宮本 邦茂

同 佐藤 文幸

同 中村 健人

同 岩永 恵実子

同 西村 晃一

(送達場所)

〒773 - 8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885(32)2123

FAX 0885(33)3253

〒

奈良県生駒郡三郷町

被告 A

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金31,238,691円

貼用印紙額 金116,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金31,238,691円及びうち5,580,000円に対する平成17年9月29日から、うち141,000円に対する平成18年3月23日から、うち580,000円に対する平成18年3月31日から、うち3,725,400円に対する平成18年4月14日から、うち19,877,360円に対する平成18年6月28日から、うち1,334,931円に対する平成18年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、被告が原告競輪局次長（担当業務に経理関係業務を含む職員。以下同じ）として在職中、遅くとも平成18年6月28日までに、競輪開催に係る精算金19,877,360円を亡失させたとして、また、平成16年9月21日、平成17年9月29日及び平成18年3月31日の3回にわたり、それぞれ3,000,000円、5,580,000円及び580,000円の原告公金を横領したとして、平成18年12月14日に原告が被告から弁済を受けた2,000,000円を平成16年9月21日横領分に係る損害金の元本及び遅延損害金から控除した上、平成19年9月28日、被告に対し、地方自治法第243条の2第3項に基づき、支払期限を同年10月29日と定めて損害賠償を命じ、当該命令は同月29日に被告に到達した（甲1、甲2）。
- 2 原告は、被告が原告競輪局次長として在職中の平成18年3月23日、原告競輪局長名義の口座から141,000円を引き出して横領したとして、その後、同年4月1日付けで原告市民環境部環境衛生センターへ異動後、後任者事務引継のため引き続き競輪事業における経理関係の業務を担当していた平成18年4月14日、原告競輪局長の口座から3,725,400円を引き出して横領したとして、平成20年3月31日、被告に対し、地方自治法第243条の2第3項に基づき、支払期限を同年4月30日と定めて損害賠償を命じ、当該命令は同年4月1日に被告に到達した（甲3、甲4）。
- 3 原告は、被告が上記第1項及び第2項に記載の支払期限を経過しても同各項記載の賠償金（以下、併せて「本件賠償金」という。）の支払いをしなかったため、平成23年2月1日、被告に対し、地方自治法第231条の3第1項に基づき、支払期限を同年3月4日と指定して、本件賠償金を支払うよう督促し、当該督促は同年2月3日に被告に到達した（甲5、甲6、甲7）。
- 4 原告は、上記第3項記載の支払期限を経過しても本件賠償金の支払いをしなかったため、平成28年1月25日、被告に対し、地方自治法第236条第3項に基づき準用される民法第153条に基づき、支払期限を同年2月29日と定めて本件賠償金を支払うよう催告し、当該催告は同年1月26日に被告に到達した（甲

8、甲9)。

5 被告は、上記第4項記載の支払期限を経過しても本件賠償金の支払いをしなかった。

6 よって、原告は、被告に対し、地方自治法第243条の2第1項に基づく損害賠償請求権に基づき、金31,238,691円及びうち5,580,000円に対する平成17年9月29日から、うち141,000円に対する平成18年3月23日から、うち580,000円に対する平成18年3月31日から、うち3,725,400円に対する平成18年4月14日から、うち19,877,360円に対する平成18年6月28日から、うち1,334,931円に対する平成18年12月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

第3 関連事実

被告は、平成23年7月11日、婚姻を原因として、姓がBからAへ変更になったものである(甲10)。

証 拠 方 法

1 甲第1号証	内容証明郵便(損害賠償請求書)
2 甲第2号証	郵便物配達証明書
3 甲第3号証	内容証明郵便(損害賠償請求書)
4 甲第4号証	郵便物等配達証明書
5 甲第5号証	督促状決裁文書
6 甲第6号証	書留・特定記録郵便物等差出票
7 甲第7号証	郵便物検索結果詳細
8 甲第8号証	内容証明郵便(催告書)
9 甲第9号証	郵便物等配達証明書
10 甲第10号証	戸籍抄本(A)

付 属 書 類

- | | |
|------------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証 (写し) | 各 1 通 |
| 3 証拠説明書副本 | 1 通 |
| 4 代理人指定書 | 1 通 |